

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険医の登録

昭和五十九年度地籍調査事業計画の決定

◇ 選 管 告 示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第四百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤剤の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
馬 淵 医 院	鳥取市材木町一〇六	昭和五十九年六月一日
鳥取県立鳥取療 育園	鳥取市江津二五九	"
労働福祉事業団 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇	"
医療法人共済会 清水病院	倉吉市宮川町二二九	昭和五十九年六月二日
山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六	"
小 谷 医 院	西伯郡名和町大字御米屋二四 三一	昭和五十九年六月十日
タナカ歯科医院	鳥取市弥生町二六一	昭和五十九年六月一日
林 齒 科 医 院	鳥取市立川町二丁目一四三	"
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一一八	"
益尾 齒科医院	米子市道笑町一丁目一八	昭和五十九年六月六日
中村 齒科医院	倉吉市東岩倉町二二五五	昭和五十九年六月五日

池田 医院	日野郡日南町笠木一〇三六	昭和五十九年六月一日
神庭 歯科医院	米子市旗ヶ崎二四一一	昭和五十九年六月八日
宮崎 歯科医院	鳥取市吉成二二五	昭和五十九年六月一日
米 増 医 院	倉吉市宮川町二五六	"
小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町二丁目二六一一	"
美萩野 歯科診療所	鳥取市美萩野二丁目二一八一 一五	"

鳥取県告示第四百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
高 濱 顕 弘	鳥医第三、〇六四号	昭和五十九年五月十六日

鳥取県告示第四百七十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十九年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つ者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 (平方キロメートル)
佐治村	八頭郡佐治村大字余戸及び大字尾際の各一部	昭和六十年三月三十一日まで	一一・一四
泊 村	東伯郡泊村大字泊、大字筒地、大字宇谷及び大字園の各一部	昭和六十年三月三十一日まで	八・九〇
大栄町	東伯郡大栄町大字大谷、大字西園及び大字東園の各一部	昭和六十年三月三十一日まで	一・八八

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
鳥取県西友会	米原 稜	林 利夫	倉吉市山根五六七	昭和五十九年五月八日	その他政治団体
鳥取県環境保全連絡協議会	九鬼左武郎	山崎 昭	倉吉市福庭四七三	昭和五十九年五月十七日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県医師連盟支部	代表者の氏名	笠木 慶治	三好 実三	昭和五十九年五月十四日	政党の支部
自由民主党中山町支部	主たる事務所の所在地	西伯郡中山町田中八四二	西伯郡中山町田中	昭和五十九年五月十九日	"

"	代表者の氏名	円岡 武次郎	"	"
鳥取県医師連盟	"	笠木 慶治	三好 実三	昭和五十九年五月十四日
"	"	三好 実三	"	昭和五十九年五月十四日
"	"	"	"	昭和五十九年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
池沢源蔵後援会	河口 重光	谷川 とも	気高郡気高町大字奥沢見一〇一七	昭和五十九年五月十一日	その他政治団体
松尾のぶやす後援会	武部 文	松村 慶治	米子市西福原五四八一二	"	"
松本節夫後援会	松本 千秋	市川 長一	境港市渡町二〇五七一二	昭和五十九年五月十四日	"
古井喜実中部後援会	由谷 武之	河本 茂	倉吉市上井三五三一五	昭和五十九年五月十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出がなされたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年六月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体	ア 前年繰越額	89,730円
政治団体の名称 池沢源蔵後援会	イ 本年収入額	0円
報告年月日 昭和59年5月11日	(2) 支出総額	89,730円
(昭和59年5月3日解散)	2 支出の内訳	
収入・支出の総額	政治活動費	
1 収入総額	寄附・交付金	89,730円
2 支出総額	合 計	89,730円

政治団体の名称 松本節夫後援会	収入・支出の総額	0円
報告年月日 昭和59年5月11日	1 収入総額	0円
(昭和59年5月10日解散)	2 支出総額	0円
政治団体の名称 松尾のぶやす後援会	収入・支出の総額	0円
報告年月日 昭和59年5月14日	1 収入総額	0円
(昭和59年5月12日解散)	2 支出総額	0円
政治団体の名称 中井喜典中部後援会	収入・支出の総額	0円
報告年月日 昭和59年5月25日	1 収入総額	0円
(昭和59年4月30日解散)	2 支出総額	0円